

判断能力が不十分になられた方を支援する制度として 「成年後見制度」があります

商品を買ったり、サービスを利用したりということは、ある種の契約です。契約をする人は、それによりどのような結果が生じるか、あらかじめきちんと理解していなければなりません。しかし、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分になられた方は、自分に不利益な契約であっても、十分理解できずに契約してしまい、消費者トラブルなどの被害に遭ってしまう恐れがあります。また独り暮らしの高齢者の方などは、不動産や預貯金等の財産管理が、自分ひとりでは難しい場合もあります。

成年後見制度は、このような判断能力の不十分な方を、保護・支援する制度です。

なお、成年後見制度には次の「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

■ 法定後見制度

法定後見制度とは、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を最優先に考えながら保護・支援する制度です。

成年後見人等は、本人に代わって契約や財産の管理をしたり（代理権）、本人が自分で契約等をする際に同意を与えたり（同意権）、逆に本人が、当該同意を得ないで行った不利益な契約等を取り消すことができます（取消権）。

また法定後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、判断能力など本人の事情に応じて申し立て方法を選ぶことができます。よって成年後見人等の権限も、それぞれの類型ごとに異なります。

対象となる方

【後見】判断能力が欠けているのが通常の状態の方

【保佐】判断能力が著しく不十分な方

【補助】判断能力が不十分な方

法定後見制度を利用するための申し立ての手続き、必要書類、費用等については、最寄りの家庭裁判所へお問い合わせください。

津家庭裁判所四日市支部 ☎059-352-7151（四日市市三栄町1-22）

■ 任意後見制度

任意後見制度とは、本人が元気なうちにあらかじめ、判断能力が不十分になった場合の代理人（任意後見人）を選んでおき、将来の自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について、代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

契約は、公証人が作成する公正証書によって結ぶ必要があります。そして万が一、本人の判断能力が低下した場合は、任意後見人が当該契約に基づいて、本人の意思に従った保護・支援を行います。これらの行為は、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもとで行われます。

任意後見制度については、最寄りの公証役場へお問い合わせください。

四日市公証人合同役場 ☎059-353-3394（四日市市朝日町1-9）

☎大安庁舎 地域包括支援センター ☎78-3520 ☎78-1114

いなべ市大安地域住宅計画を作成

地域住宅計画は、平成18年8月に制定された「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）」に基づき、地方公共団体が、その地域における多様な住宅ニーズに応えるため、公的賃貸住宅などの整備などに関して定める計画です。この計画に基づき、地方公共団体が実施する事業などに対して、国から交付金が交付されます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

☎大安庁舎 住環境整備課 ☎78-3541 ☎78-1114